

R3 司法試験. 民法. [REDACTED] 1

科 目 名	受講クラス	学籍番号	氏 名

第1 設問 112207

[illegible]

2. 有担保証書約 22人、金銭を借入れたのは A 個人のみという。
有担保証書約は 36 人、うち 22 人「借入」したのは 36 人。

(1) 二点批判は、~~非~~保証契約の債権者と、附随債権と質入者の、立派な省加弁争いである。船務会社の責任は、保証責任ではなくて、保証契約の信託にあるとす。

(2) 前記AとB、^A早稲田、^B右と聞か。昭和4年、明治、普通1-7-2。
Aの2名のBに貸す債権は休業目的の保担保利と解法に在。

(3) 对于7, 在A, 本例中, 我们称它为: 明, 在A, 本例中.

(1) 1962年10月2号一该日的案件估计EC, 取保机会。未读: 要
有2个Bare^也保证要入内容, 主使转移也含有一部转移的
照照, 目的, 案件是八周之内, 年之能合的, 考度以判断以否
这人有3。

(2) 本件は如何? Are ④の1234567 係数材料を5000円の手で、甲乙に与えて、甲乙1人、係数で6000円。⑥係数額: 5000円の手、甲乙の通常利益: 2500円。甲乙の所得状況に鑑み、夫は係数

と聞かされた。Aが借入は、同社の事業として普通8%の
E. A個人として行っているからこれとは違い、同社の負債はAの

ページ

1. ストレンジな現象が予定論に反して、因果律に反して

自X-2の調査終了、本件保証業務の継続は、同号、多数の借主
に該当し、取崩後、承認を行う必要がある。

4. 上述、謝 A 氏、迄來、謝二君の如く、東京銀行に
示す。附記、取締役會設置會社に於て、迄來、
付託、(76年債權書)に於て、A 氏迄來、
に、本、貸付、を、請、下。

5. 同页社普普反, 行为, 交力性, 会社, 可引。

(1) 東條英機の平和を放棄して行った行為は、永く大東家として知られる以下諸君が、我が国に与えた内閣の善悪決定に力する所であり、相対的平和を維持し、合意を結ぶ事柄に限定するものではない。むしろ、相対的平和を維持し、悪意のある国を排除し、我が国に有利な平和を築くことである。

[illegible]

※解答は左ページから書き始めてください。

ページ

裏面へ

注釈の一覧 第1回添削済答案①（R3会社法）.pdf

ページ :1

☐ 番号 :1	日付 :2024/09/17 14:25:10
 番号 :2 作成者 :mesek タイトル :ノート注釈 日付 :2024/07/08 13:37:54 ここも評価が欲しいです。 「間接的」はどちらに働く事情でしょうか。	
 番号 :3 作成者 :mesek タイトル :ノート注釈 日付 :2024/10/24 15:48:04 2について丁寧とは思いますが、ここまで分量を割く必要はなかろうと思います。そこまで配点がないと思われます。	
 番号 :4 作成者 :mesek タイトル :ノート注釈 日付 :2024/10/24 15:48:04 「と解する。」	
 番号 :5 作成者 :mesek タイトル :ノート注釈 日付 :2024/10/24 15:48:10 なぜ、「調査する義務を負う」といえますか。 法律上の根拠ありますか？代表取締役として当然ですか？	
 番号 :6 作成者 :mesek タイトル :ノート注釈 日付 :2024/10/24 15:48:04 評価をして欲しいです。 「対価のない保証」であることはどちらに働く事情でしょうか。	
 番号 :7 作成者 :mesek タイトル :ノート注釈 日付 :2024/10/24 15:48:04 なぜ、議事録に代わるものと評価し得ますか。 他の役員の押印がないと思います。	
 番号 :8 作成者 :mesek タイトル :ノート注釈 日付 :2024/10/24 15:48:04 否決されていますか？	

③、F09 本件保証契約の如く甲社の借入が完了した。
6. 以上より、甲社の主張は成立する。
第2設問より、
Cellnote A社有限会社株式の発行につき、A社単独で名称
に同意し、自ら当該株式を所有し主としてその利益を受ける
もの。
1. 募集株式の発付につき、当該株式を有する株主が数人
おらず、名義引受人との間に入札と当事者の確定の問題が生ずる。
4つある。発行手続の経緯や当事者、意思の形成、実質上の
引受人となるべき者が株主としての地位を有すること及びその相違点
がある。
2. 事件において、Cellnote Cが現金によって行われたのが、實際
の出資者はCである。Aが名称と株式を取扱ったことにより、
次期金庫員として、Aが株主に代わって管理し、Cの権利
には関係なく、Aが株主としての地位を承継する形式で行ったことが
わかる。一般発行手続によらず、Cが指図して、監査役
等部に利、Aが金庫員として行われた。当該Aが募集株式の
7割を、剰余金のC口座に振り込まれ、募集手続開始後等々
諸事項を処理し、既述のCが募集株式を一括取得した
状況にある。
3. 以上より、当該Aが募集株式の実質上の引受人はCellnote

[illegible]

※解答は左ページから書き始めてください。

ページ

事面へ

ページ 2

番号 : 1 作成者 : mesek タイトル : ノート注釈 日付 : 2024/07/08 13:43:18
「義務がある」とする点の根拠がないこと、確認書の評価の仕方は、再考下さい。

+ 論点落としになるところは、復習下さい。

番号 : 2 作成者 : mesek タイトル : ノート注釈 日付 : 2024/08/05 18:07:51
被告適格の条文にも配点があろうと考えています。

番号 : 3 作成者 : mesek タイトル : ノート注釈 日付 : 2024/08/05 18:09:45
(1) の段落とアの段落の起案の意味がよく分かりません。

番号 : 4 作成者 : mesek タイトル : ノート注釈 日付 : 2024/08/05 18:12:07
ご承知の通りかもしれませんが、定款が有効か→その後に適用範囲の話です。
抽象的な指摘で恐縮ですが、明確に思考過程が表現されていないと思います。

番号 : 5 作成者 : mesek タイトル : ノート注釈 日付 : 2024/08/05 17:48:40
Aが甲社の役員に就任した経緯、甲社の株主総会においてAを引受人とする決議がされたこと等はどうか考えますか。

[illegible][illegible]

裏面へ

	番号 : 1	作成者 : mesek	タイトル : ノート注釈	日付 : 2024/08/05 18:17:43
問題提起も831のどの条文との関係で問題になるかを明示した方が良かったと思いました。				
	番号 : 2	作成者 : mesek	タイトル : ノート注釈	日付 : 2024/08/05 18:14:21
D?				

